

当院では特定看護師が 「特定行為」を実施しています

「特定行為」とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成された看護師が、医師があらかじめ作成した手順書(指示)に従い、特定行為を行うことです。

対象となる患者様へ事前に医師からご説明の上、実施させていただきます。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

高度かつ専門的な
知識と技術を身に
付けています

患者さんの状態を
見極めタイムリー
な対応ができます

「治療・生活」の
両面から患者さん
を支えます



特定行為に関するご質問・ご相談等のお問い合わせは、
看護師長または患者相談室までお申し出ください。